

2 地域主権改革の推進について

地域主権戦略大綱（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）には、障害保健福祉分野に関して、以下の内容について記載されている。

このうち法律改正が必要なものについては、平成 23 年通常国会に改正法案が提出される予定であり、これが成立した場合、その内容、施行日、経過措置等の詳細について、随時情報提供を行っていく予定であるので、その動向について御留意願いたい。

※ 法案の施行期日については、基本的に平成 24 年 4 月 1 日で検討されている。
（第 10 回地域主権戦略会議（平成 22 年 12 月 27 日）資料より）

（1）義務付け・枠付けの見直し

① 施設・公物設置管理の基準の見直し

ア 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準及び児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市（指定知的障害児施設等の指定に関する基準については児童相談所設置市））に委任する。条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

イ 都道府県知事が処理している指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定について、指定都市及び中核市へ移譲することとしない、指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準、当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準、指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準並びに当該施設の設備及び運営に関する基準を、条例（制定主体は指定都市及び中核市）に委任する。条例制定の基準については、「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」により改正することとなる改正後の障害者自立支援法に基づき都道府県が制定する条例に対する基準と同様とする。

② 計画等の策定及びその手続の見直し

ア 市町村障害福祉計画の内容のうち、各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項及びその他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項に係る規定は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

イ 市町村障害福祉計画を策定又は変更する場合における住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる義務に係る規定は、廃止又は努力・配慮義務化する。

ウ 市町村障害福祉計画を策定又は変更する場合における都道府県の意見の聴取に係る規定に関し、当該計画の内容のうち、各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項並びにその他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項に係る都道府県の意見の聴取は、廃止する。

エ 都道府県障害福祉計画の内容のうち、都道府県が定める区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策及び指定障害福祉サービス又は指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項、指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項並びにその他障害福祉サービス、相談支援及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項に係る規定は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(2) 基礎自治体への権限移譲

① 身体・知的障害者相談員への委託による相談対応、援助

都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している身体障害者相談員への委託による身体に障害のある者の相談への対応及び身体に障害のある者の更生のための援助並びに知的障害者相談員への委託による知的障害者等の相談への対応及び知的障害者の更生のための援助については、すべての市町村へ移譲する。なお、これらの事務（指定都市及び中核市の長が処理するものを除く。）に関して、広域的に行う必要があるものについては、都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

② 育成医療の支給認定等

都道府県並びに指定都市及び中核市が処理している育成医療に係る自立支援医療費の支給の認定及び自立支援医療費の支給については、すべての市町村へ移譲する。

③ 指定障害福祉サービス事業者等の指定、報告命令、立入検査等

ア 都道府県知事が処理している指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定並びに指定相談支援事業者の指定については、指定都市及び中核市へ移譲する。なお、これらの指定に際して都道府県知事の同意を要することとする（指定障害福祉サービス事業者の指定については、特定障害福祉サービスに係るものに限る。）。

イ 都道府県知事が処理している指定障害福祉サービス事業者等、指定障害者支援施設の設置者等及び指定相談支援事業者等に対する報告の命令及び立入検査等、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定相談支援事業者に対する勧告並びに指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定の取消し等については、指定都市及び中核市へ移譲する。

④ 身体障害者手帳の交付

基礎自治体の実態把握を行った上で、移譲に向けた具体的対応策を年内（平成22年内）に得られた場合には、権限移譲を行うものとされていたが、実態調査の結果、3割程度の市が「対応策を講じたとしても事務処理は困難」と回答したこと等から、障がい者制度改革推進会議等における障害者福祉制度の見直しの検討を踏まえつつ、平成23年度中を目途に、平成24年通常国会に提出を目指す障害者総合福祉法（仮称）の検討と併せて、移譲について、引き続き検討を行う。

地域主権改革の推進について

地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)には、障害保健福祉分野に関して、以下の内容について記載されている。

このうち法律改正が必要なものについては、平成23年通常国会に改正法案が提出される予定。

※ 法案の施行期日については、基本的に平成24年4月1日で検討されている。

1. 義務付け・枠付けの見直し

(1) 施設・公物設置管理の基準の見直し

- ① 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準及び児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を、条例(注1、2)に委任する。

(注1: 条例の制定主体は都道府県、指定都市及び中核市(指定知的障害児施設等の指定に関する基準については児童相談所設置市)。)

(注2: 条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。)

- ② 都道府県知事が処理している指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定について、指定都市及び中核市へ移譲することとしない、指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準等(注3)を、条例(注4)に委任する。

(注3: 指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準、当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準、指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準並びに当該施設の設備及び運営に関する基準。)

(注4: 制定主体は指定都市及び中核市。条例制定の基準については、「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」により改正することとなる改正後の障害者自立支援法に基づき都道府県が制定する条例に対する基準と同様。)

(2) 計画等の策定及びその手続の見直し

- ① 市町村障害福祉計画の内容のうち、
 - ・ 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 - ・ その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項に係る規定は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ② 市町村障害福祉計画を策定又は変更する場合における住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる義務に係る規定は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ③ 市町村障害福祉計画を策定又は変更する場合における都道府県の意見の聴取に係る規定に関し、当該計画の内容のうち、
 - ・ 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 - ・ その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項に係る都道府県の意見の聴取は、廃止する。
- ④ 都道府県障害福祉計画の内容のうち、
 - ・ 都道府県が定める区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - ・ 指定障害福祉サービス又は指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - ・ 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 - ・ その他障害福祉サービス、相談支援及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項に係る規定は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

2. 基礎自治体への権限移譲

(1) 身体・知的障害者相談員への委託による相談対応、援助

都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している

- ・ 身体障害者相談員への委託による身体に障害のある者の相談への対応及び身体に障害のある者の更生のための援助
- ・ 知的障害者相談員への委託による知的障害者等の相談への対応及び知的障害者の更生のための援助については、すべての市町村へ移譲する。

なお、これらの事務(指定都市及び中核市の長が処理するものを除く。)に関して、広域的に行う必要があるものについては、都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

(2) 育成医療の支給認定等

都道府県並びに指定都市及び中核市が処理している育成医療に係る自立支援医療費の支給の認定及び自立支援医療費の支給については、すべての市町村へ移譲する。

(3) 指定障害福祉サービス事業者等の指定、報告命令、立入検査等

- ① 都道府県知事が処理している指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定並びに指定相談支援事業者の指定については、指定都市及び中核市へ移譲する。

なお、これらの指定に際して都道府県知事の同意を要することとする(注5)。

(注5: 指定障害福祉サービス事業者の指定については、特定障害福祉サービスに係るものに限る。)

- ② 都道府県知事が処理している、
- ・ 指定障害福祉サービス事業者等、指定障害者支援施設の設置者等及び指定相談支援事業者等に対する報告の命令及び立入検査等
 - ・ 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定相談支援事業者に対する勧告
 - ・ 指定障害福祉サービス事業者、指定障害支援施設及び指定相談支援事業者の指定の取消し等
- については、指定都市及び中核市へ移譲する。

(4)身体障害者手帳の交付

都道府県並びに指定都市及び中核市が処理している身体障害者手帳の交付事務については、基礎自治体の実態把握を行った上で、移譲に向けた具体的対応策を年内(平成22年内)に得られた場合には、権限移譲を行うものとされていた。

→ 実態調査の結果、3割程度の市が「対応策を講じたとしても事務処理は困難」と回答したこと等から、障がい者制度改革推進会議等における障害者福祉制度の見直しの検討を踏まえつつ、平成23年度中を目途に、平成24年通常国会に提出を目指す障害者総合福祉法(仮称)の検討と併せて、地域主権改革の推進の観点から、移譲について、その実現に向け、引き続き検討を行う。